

令和2年3月5日

各障害福祉サービス事業所 様

京都市保健福祉局  
障害保健福祉推進室  
(在宅福祉第一担当 近藤)

## 共同実践の支給決定に係る経過措置の取扱いについて

平成31年4月26日付け本市事務連絡「障害福祉サービスにおける「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」の取扱いについて」において、精神障害者に係る共同実践の取扱いの変更については、令和2年3月31日までは従前の取扱いによる支給決定を可能とすることとしています。

つきましては、この経過措置の具体的な取扱いを以下のとおりとしますので、よろしくご願ひいたします。

## 記

## 1 基本的な考え方

障害福祉サービスの申請及び支給決定は、サービス利用開始の前月までに行うことから、以下の取扱いとします。

## (1) 支給決定の更新の場合

- ・支給決定期間の開始日が5月1日以降のもの  
⇒ 支給決定の際に課題整理等総括表が必要。
- ・支給決定期間の開始日が4月30日以前のもの ⇒ 従前の取扱いを可能とする。

## (2) 新規の支給決定の場合

- ・支給決定期間の開始日が4月1日以降のもの  
⇒ 支給決定の際に課題整理等総括表が必要。
- ・支給決定期間の開始日が3月31日以前のもの ⇒ 従前の取扱いを可能とする。

	新しい取扱い (支給決定の際に課題整理等総括表が必要)	従前の取扱いが可能
更新	支給決定期間の開始日が 令和2年5月1日以降	支給決定期間の開始日が 令和2年4月30日まで
新規	支給決定期間の開始日が 令和2年4月1日以降	支給決定期間の開始日が 令和2年3月31日まで

## 2 課題整理等総括表の様式変更について（別紙1参照）

平成31年4月26日付本市事務連絡「障害福祉サービスにおける「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」の取扱いについて」において、課題整理等総括表の様式をお示ししていましたが、作成者欄の追加等、一部変更しましたので、本事務連絡到達後は、別紙1を使用いただくようお願いいたします。

## 3 共同実践の支給決定プロセスについて（別紙2参照）

別紙2のとおり、共同実践における支給決定プロセスを一部変更した内容をお示ししております。主な変更点については、以下のとおりです。

### <変更点>

支給決定前に実施が必要であった、課題整理等総括表の作成に伴うカンファレンスの実施について、支給決定前に課題整理等総括表の（案）を作成したうえで、支給決定後のサービス等利用計画の確定版の作成に係る担当者会議のタイミングにおいて実施してもよいこととしました。